

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人九州評価機構

②評価調査者研修了番号

Sk2025100

12-004

18-002

23-011

③施設名等

名称：	広安愛児園
施設長氏名：	小澄康彦
定員：	39 名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	上益城郡益城町古閑73
T E L：	096-368-2015
U R L：	https://hiroyasuaijien.sakura.ne.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1948/4/23
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人キリスト教児童福祉会
職員数 常勤職員：	39 名
職員数 非常勤職員：	8 名
有資格職員の名称（ア）	ケアワーカー
上記有資格職員の人数：	28 名
有資格職員の名称（イ）	心理士・看護師・栄養士
上記有資格職員の人数：	各 1 名
有資格職員の名称（ウ）	FSW
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（エ）	自立支援担当
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	里親SW
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	本園 4 ホーム 地域小規模 3 ホーム
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】

「神の家族」というキリスト教精神に基づいた、ホーム制による異年齢、男女混合の家庭的養育を通して「共に生きる、役に立つ豊かな人」を目指した自立支援を行う。

⑤施設の特徴的な取組

(1) 施設運営
① 小舎制養護による家庭的養育の実践
② 地域に開かれ、活かされた施設運営
③ 社会的資源としての有為な人材の積極的活用
④ 就業規則遵守の徹底的取り組み・働きやすい職場づくり
⑤ 法人基本理念の啓発
(2) 児童支援
① 児童の基本的人権の尊重遵守
② 児童と心のケアをとおして心身の健全育成支援
③ 児童の社会的自立（自律）の援助
④ アドボカシーの重視
(3) 職員育成
① 専門性の向上
(ア) 基礎知識（児童憲章、児童権利宣言、法人・園の歴史、就業規則等）の習得
(イ) 専門職員として専門知識・技術（社会福祉法、児童福祉法、児童福祉最低基準、児童福祉援助技術等）の理解及び、自己研鑽による専門技術の習得
(ウ) 職業倫理（児童の権利擁護、施設内虐待・ハラスメントの根絶、守秘義務等の確立を目指した意識の向上と、日常継続的な研修の実施
② 福祉サービスの向上
(ア) 児童福祉サービスの通常業務に精通し、日常の業務を自主的に遂行する。
(イ) チームワークを重視し、情報の共有と組織的・効率的な業務遂行に努める。
(ウ) 報告・連絡・相談の徹底並びに助言・支援を活発に行う

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/4
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/4/17
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点
①法人理念「神の家族」と「家庭的養護」推進の取組 国は、平成28年改正児童福祉法において子どもの「家庭養育優先原則」を明記、さらに「新しい社会的養育ビジョン（平成29年）」に基づき、児童養護政策の大幅な見直しを進めています。本施設は、これまで法人理念「神の家族」に基づくホーム制（小舎制）による縦割り・男女混合の家庭的養護を通して、自立支援を行ってきました。現在、「施設の小規模化、地域分散化」に取組み、地域小規模児童養護施設を3か所開設、さらに、地域にある児童養護施設として、町が進める「重層的支援体制整備事業」への機能強化を図っているところです。
②子ども達に寄り添う養育・支援の基本的なスタンス 本施設では、「子ども達の日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めること」を目的に、「聞き取り」を実施しています。その実践的な意義は「日常生活において、子ども達は様々なことを語ります。その内容は、自分のことであったり、他者のことであったり多岐にわたりますが、発せられる言葉の背景にこそ、語られない本心が見えることもあります。」という子どもも理解にあります。本施設への行政措置は「一人の子どもの新しい生活の始まりであるとともに、その子どもの家族との関係の始まりでもあります。」と明記され、「家庭復帰」が重要な選択肢の1つになるよう自立支援プログラムが組立てられているところに基本的なスタンスがうかがわれます。
◇改善を求められる点
①評価結果を的確な改善に繋げる組織的、計画的な体制の構築 平成29年の「地域共生社会の実現」の提唱以降、社会福祉事業を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、PDCAサイクルに基づく「福祉サービスの質」保証の意義はますます大きくなっています。本施設は、第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施し、定期的に福祉サービス第三者評価制度を受審していますが、改善に向けた評価結果の活用については十分とは言えません。また、「中・長期的なビジョン」やその具現化に必要な財政計画を明文化した計画の策定がなされていないことが課題となっています。 今後は、評価結果を分析・検討する組織的な仕組みを作り、自己評価・第三者評価の評価結果を分析した結果やそれに基づく課題や問題点の検証、確認を行い、そのプロセスを記録として文書化し、職員間で課題の共有化などを図ることにより、評価結果が的確な改善に繋がるよう組織的、計画的な体制の構築が期待されます。その際には、一般職員の参画体制の確立が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審を通して、私たちの施設の特徴や強み、また足りないところに関する気づきをたくさんいただきました。少しでもよりよい施設運営が行えるよう改善に努めて参りたいと思います。 また、理念である「神の家族」に関しても、子ども達、また地域の皆さまとも共有し、よりよいものとできますよう職員一同業務に励みたいと思います。結果に関しては全職員で共有し、色々な意見を取り入れながら子ども達の幸せのために役立てていきたいと思っています。
--

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、こどもや保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【コメント】		
「業務しおり（令和7年度版）」に「基本理念」を掲載、その中で、「1. 基本理念」として「『神の家族』（法人理念）というキリスト教精神に基づくホーム（ユニット）制による異年齢、男女混合の家庭的養育を通して、『共に生きる、役に立つ豊かな人』を目指した自立支援を行う。」と明文化しています。また、支援の基本となる理念に焦点を当て、さらなる生活向上のための指針として、「①私たちおとなは、子ども達に何がしてやれるか ②ホーム生活の明るい雰囲気作りは、どうしたらできるだろうか ③支援にあたる職員に求められる柔軟性と適応力 ④子どもに対して、優しさと厳しさのバランスがとれているか ⑤頼るべきものを常に伝えること ⑥聖書に根ざした、期待される人間像」、以上の6項目について、具体的に明記されています。法人理念や基本方針の職員への周知は、毎月の職員会議の際などに周知に努めていることがうかがえました。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【コメント】		
社会福祉事業全体や国・県の児童養護政策の動向や地域の動向について、全国児童養護施設長研究協議会、県の施設長会などを通じて把握に努められています。地域の動向について、県や児童相談所の方との情報交換を定期的に行い、把握に努められています。施設の経営状況については、法人運営委員会を通じて把握・分析に努められていることがうかがえました。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【コメント】

経営状況や改善すべき課題について、役員間では「（単年度の）事業報告書」や「（単年度の）事業計画書」に基づいて共有に取組んでいました。経営課題については、「（単年度の）事業計画書」の中の「3 熊本県社会的養育推進計画の取組（令和6年度推進計画の見直し）、4 行事の見直し、5 チーム運営の継続と強化 6 ハラスメント及び施設内虐待防止の徹底 7 新任职員採用に向けて」に詳しく明記されています。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【コメント】

今後のビジョンについては口頭では確認できましたが、中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定までは至っていませんでした。福祉サービス第三者評価制度の規定では、この項目は、経営や養育・支援に関する、中・長期的な事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定されていない場合は「c」評価とされています。今後は、3～5年ほどの計画期間をもつ、理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に行えるように「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」の策定を行うことが期待されます。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
	☐ 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、福祉サービス第三者評価制度では、この項目は中・長期計画が策定されていない場合は「c」評価となります。今後は、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画の策定と、それを踏まえた単年度の事業計画の策定が期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	c
【コメント】 「(単年度の)事業計画」の策定は、前年度をベースにして、主任と施設長が中心に策定をしていることがうかがえました。福祉サービス第三者評価制度では、この項目は、策定や評価・見直しのプロセスに職員等の参画が行われていない場合は「c」評価となります。 今後は、事業計画の策定に当たり、例えば、個人、またはホーム(ユニット)や園内委員等の職員の参画と意見の集約・反映の仕組みを施設として定め、事業計画の評価と見直しが組織的に行われるための仕組み作りが期待されます。		
②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。 ☐ 事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。 ☐ 事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。 ☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ☐ 事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	c
【コメント】 事業計画そのものは子どもや保護者等に周知はされていません。令和4年の児童福祉法改正にともない、国・県の児童養護政策は、子どもを主体とする事業の実施を求めていることから、その出発点となる「周知と理解」はますます重要となっています。 今後は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境など子どもの生活に密接に関わる事項について、子どもなどへ理解と啓発を促すために、例えば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けのわかりやすい資料の作成、年齢に応じた工夫を行うなどの取組の充実が期待されます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 ☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。 ☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。 ☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	b
【コメント】 養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、養育の質委員会、権利擁護委員会、安全委員会、自立支援委員会、性教育委員会、研修委員会が園内委員会として設置されています。職員連携体制については、毎日の連絡会、職員会議、職員の申し出による臨時職員会議、毎日の宿直確認、チーム会議やチームリーダー会議・ホーム担当者会議、施設内運営委員会などを通じて行われています。 今後は養育の質委員会、権利擁護委員会、安全委員会等、各種委員会の機能強化を図り、より一層のPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上を目指す組織的な取組の推進が期待されます。		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施し、定期的に福祉サービス第三者評価制度を受審していますが、改善に向けた評価結果の活用については十分とは言えません。

今後は、評価結果を分析・検討する組織的な仕組みを作り、自己評価・第三者評価の評価結果を分析した結果やそれに基づく課題や問題点の検証、確認を行い、そのプロセスを記録として文書化し、職員間で課題の共有化などを図ることにより、評価結果が的確な改善に繋がるよう組織的、計画的な体制の構築が期待されます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
(1)	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

「業務しおり」に綴られた「広安愛児園職務分担表」の中に施設長の職務内容が明記されています。施設長不在時の権限委任については、「園長（施設長）不在時の代行者について」に代行者の優先順位について、第一代行者を統括主任、第二代行者を主任児童指導員と明記しています。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】

法人で遵守すべき法令などを把握し、理事会や運営委員会などを通じて、新しい制度に適切に対応するように取り組んでいます。その内容については、職員会議を通じて職員への周知に取り組んでいます。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	

【コメント】

養育・支援の質の向上について、施設内の具体的な体制として、養育の質委員会、権利擁護委員会、安全委員会、自立支援委員会、性教育委員会、研修委員会が園内委員会として設置されています。職員連携体制については、毎日の連絡会、職員会議、職員の申し出による臨時職員会議、毎日の宿直確認、チーム会議やチームリーダー会議・ホーム担当者会議、施設内運営委員会などを通じて行われています。
 今後は、例えば園内委員会や職員連携体制をより一層活用して、養育・支援の向上について、職員の意見を反映するための具体的な仕組み作りや、養育・支援の質に関する課題や問題点を把握し、改善に向けた具体的な取組を明示し、職員間の共有化を進めるための仕組み作りが期待されます。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

経営の改善や業務の実効性の向上に向けて法人が運営委員会を開催し、施設内に同様の意識を形成し実行するための組織として、養育の質委員会、権利擁護委員会、安全委員会、自立支援委員会、性教育委員会、研修委員会が園内委員会として設置されています。
 今後は、例えばこれらの委員会を活用するなどして、より一層の指導力の発揮が可能となる体制づくりが期待されます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

職員の採用について、ハローワークに求人を行い、大学等養成機関が実施する社会福祉実習等への協力が福祉人材の確保に繋がるように取組んでいます。各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	

【コメント】

入職時に就業規則の説明を行い、人事基準について説明をしています。法人で、年1回以上の個別面談を全職員に行っています。
 今後は、人事管理については、法人や施設の理念・基本方針に基づいて「期待する職員像」等を明確にし、それを踏まえた実施体制が期待されます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【コメント】

職員の有給休暇の取得状況や時間外労働は把握し、職員の意向に応じて休みが多くとれるように努められていることがうかがえました。年1回法人で職員面談を行い、職員の意見と意向の把握に努めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

職員一人ひとりの育成に向けた取組として、「期待する職員像」の明確化、個別面接の実施など法人、施設の理念・目標や基本方針を徹底し、適切なコミュニケーションのもとで職員一人ひとりが目標を設定し、振り返りができるような仕組み作りが期待されます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

研修委員会を設置し、職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行っています。
 今後は、「期待する職員像」等を明確にし、本施設が目指す教育・研修の充実や研修内容やカリキュラムの定期的な見直しの実施とその検証などの取組が期待されます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

研修委員会を設置し、職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行っています。外部研修の情報について回覧を行い、職員の希望や本施設の必要性に基づいて研修参加を奨励しています。1・2年目の職員には月に1回のフォローアップ研修を実施されています。
 今後は、外部のスーパーバイザーが現在是不在ということから、スーパービジョン体制の確立など、より一層の教育・研修の充実が期待されます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【コメント】

社会福祉士実習受入れと介護等体験実習受入れに分けて担当者を決め、対応しています。保育士希望者向けの「実習生のしおり」は策定されています。
 今後は、訪問調査時には作成中とされた社会福祉士希望者向けの「実習のしおり」の策定や、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を職員間で共有化するなど、より一層の体制整備が期待されます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	b
【コメント】 法人と事業所のホームページに、法人、施設の理念や基本方針、園の案内、子ども達の生活、苦情解決第三者委員会の活動報告（子どもからの要望とその対応）、（単年度の）事業計画と（単年度の）事業報告、（単年度の）予算と（単年度の）決算などが情報公開されています。自立支援委員会を設置し、SNSを活用し、事業所のイベントなどの情報を公開されていますが、更新の頻度などが少ないように感じられました。今後は、SNSなどの活用による、より一層の情報公開の取組の工夫が期待されます。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	a
【コメント】 本施設の経営・運営に当たっては、「経理規定」に基づいて業務を適正に執行し、内部監査・税理士監査・役員監事による監査を行っています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 （児童養護施設） ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	b
【コメント】 コロナ禍の下で外部来賓を呼ばなかったことをきっかけに、園内行事を自分たちでやりたいや、他の人が来ると気を遣うなどの意見が出され、「（単年度の）事業計画」に、園内行事への外部来賓招待については、極力控えたいと明記されて取組まれています。ただ、クリスマス祝会や夏休みさよならパーティについては、日ごろお世話になっている感謝の気持ちを伝えたいという声や、学校などの外部とは異なる園での顔や表情を実感していただく目的から、理事や第三者委員、及び保育園・幼稚園や小中学校の先生には案内をするように明記されています。自治会や子ども会等にも加入し、地域の夏祭りに参加、地域の行事や子ども会の行事などで園の体育館やグラウンドを提供されていることがうかがえました。 今後は、地域との関わり方についての基本的な考え方を取りまとめた文書の作成などより交流事業の一層の整理が期待されます。		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

ボランティアとして保育補助の方が定期的に来られています。学校教育などへの協力のために、毎年アメリカの大学よりインターンシップの受入れや児童養護施設を学ぶ学生の受入れをされていることがうかがえました。今後は、ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明などに関する項目が記載されたマニュアルを整備することが期待されます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

地域の関係機関・団体との連携について、行政、児童相談所、保健所、福祉事業所、母子生活支援施設、警察、医療機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画、幼稚園、小・中学校との定期懇談会の開催など、連携の推進に努めています。町がこども基本法に基づく「こども計画」を策定したことから全体的な会議体が設置され、それに参加されていることがうかがえました。町が進める「重層的支援体制整備事業」の会議にも参加されています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【コメント】

法人のプロジェクト委員会が発足し、地域に関する支援について、法人として何ができるのかを検討されていることがうかがえました。地域の関係機関・団体との連携について、行政、児童相談所、保健所、福祉事業所、母子生活支援施設、警察、医療機関との連携、要保護児童対策地域協議会への参画、保育園・幼稚園、小・中学校との定期懇談会の開催など、連携の推進に努めています。町が「こども計画」を策定したことから全体的な会議体が設置され、それに参加されていることがうかがえました。町の「重層的支援体制整備事業」の会議に参加されていることがうかがえました。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

地域のための事業として、ショートステイ（短期入所）、トワイライトステイ（通所）等のサービスの提供、子ども食堂への協力などをされています。災害時において福祉的な支援を必要とする人々に対し地域の「福祉避難所」として機能しています。地域の防災対策への協力、住民の安全・安心のための支援として、町の防災倉庫を設置しています。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
-------------------------	-------------

①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
	☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	

【コメント】

権利擁護委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の権利意識向上を目指す企画・運営に取り組んでいます。権利委員会の活動としては、不適切なケア予防のための自己チェックリストの実施、人権擁護のためのチェックリスト実施、アドボケート定期訪問受入れ対応、虐待対策マニュアルの作成などを行っています。「（単年度の）事業計画」の中の「ハラスメント及び施設内虐待防止の徹底」の項目に明記して取組まれています。

今後は、こどもを尊重した養育・支援の実施に関する園独自の「倫理綱領」や行動規定など、より一層職員が理解し具体的な実践に繋げるための取組の工夫が期待されます。

②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
	☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	○
	☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

本施設の創立者モード・パウラス師は、小舎制（ホーム）による縦割り、男女混合の家庭的養護を基本理念としました。そのため、子ども達は、ひとつのホームに8名で、子どもの構成は、異年齢・男女混合でできるだけ家庭に近い環境となるように配慮されています。プライバシー保護について、マニュアルとして明文化はされていませんが、創立当初からの基本理念を大切にしながら、プライバシーの保護に関わる事態や事案が起きないために自分たち職員はどうすべきか、という観点から取組に力を入れています。

今後は、こどものプライバシー保護について、小舎制（ホーム）による縦割り、男女混合の家庭的養護という本施設の基本理念に適切に対応した、児童養護事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した行動規定・マニュアルなどが整備され、職員への研修などによりその共通理解を図るための仕組み作りが期待されます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【コメント】

児童相談所から施設長（または家庭支援専門相談員）が措置決定の連絡を受けます。家庭支援専門相談員が入所受入れ前に児童への面会などを行い、児童相談所の許可を得て、子どもヘリーフレットなどを使用して施設の紹介を行い、園内会議において担当者・ホーム調整を行います。

②	31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ こどもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、こどもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、こどもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	☐ 意思決定が困難なこどもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

養育・支援の開始では「welcome! ひろやすあいじえんのごあんない」に基づいて説明を行っています。養育・支援の過程において、ルールなどが変わる場合は、ホーム毎のホーム会議や全体的に臨時に会を開くなどして、子ども等にわかりやすく説明に取り組んでいることがうかがえました。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	☐ 施設を退所した後も、施設としてこどもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	☐ 施設を退所した時に、こどもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

「業務しおり」の中の「家庭支援専門相談員の業務」に、「退所時（家庭復帰、措置変更）の調整・アフターケア体制の構築」で、次の通り明記されています。家庭関係の再構築が進めば、「退所に向けた調整を行う。退所先の自治体や学校などの関係機関と連携を図り、退所後のアフターケア体制を構築する。」と明記して取組まれています。「業務のしおり」の中の「自立支援担当職員の業務」に施設等退所者に対する継続的な状況把握及び相談支援などとして、連絡ツールの活用を行い、相談業務にあたると明記して取組まれています。

(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	○
	☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
【コメント】 子どもの意見を把握する場としてホーム会議やホーム担当職員による「聞き取り」、外部組織の子どもアドボカシーの活用があります。権利擁護・児童用アンケートや、子どもの食に関する満足の向上を目的として嗜好調査を行っています。		
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
【コメント】 業務のしおりの中の「要望解決の流れ」、「『福祉サービス要望解決第三者委員設置要項』要望解決第三者委員設置要項及び要望解決の流れ」に明記されています。意見箱を設置し、意見の内容と対応については、ホームページで「(単年度の)苦情解決第三者委員会の活動報告」を公開しています。		
②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○
【コメント】 「業務しおり」の中の「ホーム担当職員による『聞き取り』について」に、「この『聞き取り』は、子ども間の性的事案や暴力事案の反省から始まった。よって、こどもの年齢に関わりなく、何気ない声の背景や語られた情景を思い浮かべながら、緊張感を持って読み取ることが求められる。また語る内容によっては、過去の不利益に触れることもある。その場合は、対象となる関係児童への事実確認とともに、その意思確認も必要になる。よって、職員個人の判断で解決するのではなく、園としてどのように検討してから対応する」と記載されて、対応されています。本施設では、「聞き取り」は子どもからの直接の聞き取りや、日誌の振り返りによる、子ども達の声を集約する、重要なコミュニケーション・ツールになっています。		

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

子どもから相談を受けた場合、パソコンのツールを通じた情報の共有に努められています。相談を受けた後の対応として、①ホームで対応、②主任や統括へ相談し対応、③職員会議で対応という3段階で対応しています。子どもからの相談や意見に対して、苦情解決第三者委員会が、子どもからの相談内容とどのように対応したのかをホームページに公開しています。

業務しおりの『ホーム担当職員による「聞き取り」』には、「第三者委員との連携」で、聞き取りの内容は、意見箱に投函されない子どもたちの声として捉える必要がある。場合によっては、児童相談所や県など行政機関への報告が求められる内容もある。公平な判断をするためにも、第三者委員の存在は必要になってくる。日ごろから関係を築いておきたい」と明記しています。

今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めたマニュアルなどの整備、子どもから意見箱への投函が増えるような取組の工夫が期待されます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

「安全委員会」を設置し、安心・安全で円滑な愛児園生活の企画・運営を行っています。「業務しおり」の中の「危機管理とは」に、「児童福祉施設における危機(リスク)管理とは、事故や火事、自然災害や感染症、施設内暴力など、何らかの原因により、子どもたちの生命や生活の安全を脅かす事態に対して行われる、被害発生予防、拡大予防、回復や再建などの業務を指す。」と明記して取組まれています。

②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防や発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】 看護師を中心に感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について取組んでいます。「業務しおり」の中に「看護師の業務」、「業務のしおり（生活編）」の中に「衛生管理と食中毒」を明記して、それに基づいて感染症に関わる対応に取り組んでいます。		
--	--	--

③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	
	☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
	☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	

【コメント】 「広安愛児園における防災対策について」を策定し、それに基づいて災害時における安全確保に対応しています。 「事業継続計画」(BCP)は策定されていますが、職員への周知までは至っていないため、今後は、「事業継続計画」(BCP)の周知及び、「事業継続計画」(BCP)に基づいて必要な対策・訓練などを行うことが期待されます。		
---	--	--

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】 養育・支援の標準的な実施方法については、「業務しおり」の中に、「ケアワーカーの業務」、「ケアワーカーの記録記入についての注意事項」、「家庭支援専門相談員の業務」、「心理療法士の業務」、「栄養士・調理員の業務」、「看護師の業務」、「自立支援担当職員の業務」、「里親支援専門相談員の業務」を掲載、「業務しおり（生活編）」の中には、「入退所支援」、「生活支援」、「自立支援」について、文書化されています。 今後は、標準的な実施方法について、研修や個別の指導などによって職員に周知徹底するための方策を講じ、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認するための仕組み作りが期待されます。		
---	--	--

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】 必要に応じて、「業務しおり」及び「業務しおり（生活編）」に掲載された、関係文書の内容について見直しを行っていることがうかがえました。 今後は、養育・支援の標準的な実施方法についての検証・見直しを、PDCAサイクルに基づき、定期的に毎年一回以上の頻度で実施するための仕組み作り、標準的な実施方法の追加の必要性の確認が期待されます。		
---	--	--

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	

【コメント】

「業務しおり」の「職務分掌表」に自立支援計画表の作成の担当者は「家庭支援専門相談員」、「本園・地域小規模施設ケアワーカー」と明記されています。「家庭支援専門相談員業務」に、「入所している子ども(措置・一時保護委託)にかかるアセスメント」として、児童相談所から入所の打診が入った場合には、入所後にスムーズな支援ができるよう、子どもや保護者の譲歩などに関するアセスメントを行う。」と明記して、取組まれていることがうかがえました。

今後は、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを文書化したマニュアルの策定とその方法を周知徹底する取組が期待されます。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	○
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

自立支援計画は年に2回の見直しと、必要に応じて臨時のケース会議で見直しを行っています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

【コメント】 記録を担当する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように「業務しおり」に「各種記録記入についての記入事項」を掲載、①経過記録、②ホーム日誌、③子ども帰省連絡所について、それぞれの記録の目的と記入上の注意などを明記しています。職員間の情報共有については、パソコンを通じて記録をし、職員は全員の記録の把握ができます。情報の共有のために、朝の連絡会、ホームリーダー会議、ユニットリーダー会議、ケース検討会議など各種会議で取組んでいます。		
②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	
【コメント】 子ども記録の保管、保存などに関する規定として、法人として「個人情報保護規程」、「守秘義務に関する規程」を定めています。 今後は、記録の管理について、個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修など、より一層取組の工夫が期待されます。		

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
【コメント】 「業務しおり」の「広安愛児園における子どもの権利擁護の取組」に、「①子どもが一人で行使できる権利擁護（意見表明）の仕組み ②子どもが職員を通して行使できる権利擁護の仕組み ③職員による非措置児童等虐待を防止するための取組み」の3点のそれぞれについて具体的な内容を策定され、権利擁護に努められていることがうかがえました。権利擁護委員会を設置し、児童の権利擁護、職員の権利意識向上を目指す企画・運営に取組んでいます。権利委員会の活動としては、不適切なケア予防のための自己チェックリストの実施、人権擁護のためのチェックリスト実施、意見支援員（アドボケート）の定期訪問受入れ対応、虐待対策マニュアルの作成などを行っています。「（単年度の）事業計画」の中の「ハラスメント及び施設内虐待防止の徹底」に明記して取組まれています。 今後は、子どもの権利擁護に関する取組を徹底するために、例えば、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止などについて具体的に検討する機会などを通じて、より一層の意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織作りの強化が期待されます。		

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐

【コメント】

「業務しおり」の「広安愛児園における子どもの権利擁護の取組」に、「子どもが一人で行使できる権利擁護（意見表明）の仕組み ②子どもが職員を通して行使できる権利擁護の仕組み」を策定され、それぞれについて具体的な内容を記載し、権利擁護に努められていることがうかがえました。性教育委員会が発刊するニコニコ新聞を通じて、権利擁護などの周知に取組んでいます。子どもの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることを狙いとして「ホーム担当職員による『聞き取り』」を実施され、子ども達が嫌な思いをせず、できるだけ気持ちよく過ごせる暮らしを作るために「児童会」を組織し、高校生については「大人の準備の時期」と考え、「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝う」を目標に、「責任ある自由（自由と責任）」とは何かを考えるような関わり作りのために「高校生会」を組織されています。意見支援員（アドボケイト）を毎月訪問受入れされています。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ こども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

子ども自身が希望した場合は、ホーム職員が「真実告知」を児童相談所や施設の同僚職員などの意見を確認して、慎重に行うことがうかがえました。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	○
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

不適切なかかわりの防止について、「(単年度の)事業計画」に「日々の生活支援を繰り返していく中での、不適切な言動は、許されない。職員会議などで全職員に説明し、話し続けることで『自分の事として受け入れる』意識が、重要だと考える。」と明記して、取組まれていることがうかがえました。不適切な関わりが発生した場合は「業務しおり」の「職員による不適切対応事案発生後のフローシート」に基づいて、対応されていることがうかがえました。こどもの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることを狙いとして「ホーム担当職員による『聞き取り』」を実施され、子ども達が嫌な思いをせず、できるだけ気持ちよく過ごせる暮らしを作るために「児童会」を組織し、「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝う」を目標に、高校生を「大人の準備の時期」と考え、「責任ある自由(自由と責任)」とは何かを考えるような関わり作りのために「高校生会」を組織されています。意見支援員(アドボケイト)を毎月訪問受入れされています。権利擁護委員会を設置され、不適切なケア予防のための自己チェックリスト実施など取組まれています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	

【コメント】

「業務しおり(生活編)」の「入所とその準備」に、「子ども達を受け入れる際、職員は業務としての受入れに慣れてしまい、子ども一人ひとりがこれまでに体験してきたことを想像したり、子どもが抱える不安や喪失体験に寄り添うことを忘れがちになるが、広安愛児園への入所措置は、一人の子どもの新しい生活の始まりであるとともに、その子どもの家族との関係の始まりでもある。児童相談所との連携のもと、できるだけ子どもや家庭の不安を軽減し、安心できる配慮を持って受け入れたい。」と明記され、本施設の基本的なスタンスがうかがわれます。入所時は、「子どもがホームに入った時点で、その子どもの『居場所』は整えられており、『ウェルカム!』を表現する必要がある。」としたい、入所準備について具体的に例示して、取組んでいます。子どもがこれから使用する日用品(コップ、お茶碗、おはし等)を職員と一緒に買いに行き、好きな物を選び「自分のもの」として、こどもが居場所を感じるように努められていることがうかがえました。入所前に、家庭支援専門相談員を通じて子ども達から好きなケーキやジュースなどの情報を入手されるように努め、入所した時、温かく迎えることができるようにウェルカムパーティーを開くように努められています。退所時にも、「業務しおり(生活編)」の「退所及び措置変更とその準備」に、必要なことを具体的に例示しており、支援に努められていることがうかがえました。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

自立支援担当職員の配置により、専門的な立場から、児童の自立に向けて必要な体験学習の企画・運営に、ホーム担当者と共同で取り組んでいることがうかがえました。「高校生会」を組織しています。「業務しおり(生活編)」の「高校生会」には、「『自分のことは自分です。そして大きくなったら人のことも手伝える人になる』を願いに、高校生は、おとなの責任の下、広がった生活空間の中で、成功体験と失敗体験を重ねながらおとなになる準備期間として、高校生会はそんな時期と一緒に歩いている仲間が集まり、自分たちの抱えている悩みや不満を出し合ったり、おとなと対等に話し合い、お互いの理解を高める会。それによって、受け身の生活から踏み出す力を付け、仲間が体験した失敗やうまくいったことを通じて外を知り、他者を知り、その広がりから自分を高め、自分に関わる人への思いやりを持つことができる。ひいては、広安愛児園のあり方についても意見が述べられる高校生会になればと願っています。」と記載し、リービングケアに努められていることがうかがえました。家庭生活体験事業として、子どもを、夏季休暇などの長期休暇を利用して、里親あるいはボランティア家庭等に委託し、おおむね3～5日間生活を共にすることで、一般の家庭を体験することにより、社会性の涵養及び情緒の安定、退所後の自律を促進することを目的とされています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	☐
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐

【コメント】

子どもの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることを狙いとして「ホーム担当職員による『聞き取り』」を実施されています。子ども達が嫌な思いをせず、できるだけ気持ちよく過ごせる暮らしを作るために「児童会」を組織されています。「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝える」を目標に、高校生を「大人の準備の時期」と考え、「責任ある自由(自由と責任)」とは何かを考えるような関わり作りのために「高校生会」を組織されています。利用者アンケートでは「この施設はくらしやすく、安心して生活できますか?」という質問に多くの児童が「はい」と答えていることから、子ども達に職員への信頼が芽生えていることが感じられます。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	○
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	

【コメント】

養育・支援が子ども達と職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようにホーム単位で対応に取組み、必要に応じて全体での対応を行っています。「聞き取り」の時間を、職員と子どもが個別的に触れ合う機会として重視、その充実に努めています。

③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	○
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	

【コメント】

子どもが自分達の生活における問題や課題について、主体的に検討する機会として、ホーム会議、児童会議、高校生会などがあります。

今後は、全職員が適切に支援できるように、①子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりすること、つまずきや失敗の体験を大切にすることなど、子どもの力を信じて見守るということ、②子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるように支援すること、③子どもからの要望など十分に聴く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けることなどの事項などについて、より一層の理解を深めることが期待されます。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	○
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	○
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	○
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	○
	☐ こどものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
	☐ 幼稚園等に通わせている。	
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	

【コメント】 園の敷地は豊かな自然に囲まれ、広大なグラウンドがあり、子ども達は泥遊び、虫取り、木登りなど、活発に遊ぶことができ、年齢段階に応じた玩具・遊具が用意されています。また、「公文式学習」を活用し、子ども一人ひとりの学力に応じた学びとなるように取組んでいます。希望者を対象に学習塾の利用を行っています。		
---	--	--

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
	☐ izzooが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、izzooがそれらを習得できるよう支援している。	○
	☐ izzooと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
	☐ 発達状況に応じ、身体健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	
	☐ 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくよう支援している。	

【コメント】 自立支援担当職員の配置により、専門的な立場から、児童の自立に向けて必要な体験学習の企画・運営に、ホーム担当者と共同で取組んでいることがうかがえました。「高校生会」を組織し、「業務のしおり(生活編)」に「退所及び措置変更とその準備」に、「自立準備」として、①人間関係 ②経済的問題 ③社会常識 ④食生活の4点を「これらのことは一定集団の児童を分業化してケアする児童養護施設が抱える日常生活支援上の課題である。施設の小規模化と家庭的養育が進み以前より改善されてきたものの、依然として上記の課題は子ども達の傾向として見られる。よってこれらを施設のアフターケアや自立支援機関へつないでいくことが必要になる。」と明記して取組まれていることがうかがえました。		
---	--	--

(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気の中で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	☐ 食事時間が他のizzooと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とizzoo、そしてizzoo同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	☐ 定期的に残食の状況やizzooの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】 嗜好調査を毎年行い、子どもの意向を反映した献立作成になるように努めています。「業務しおり(生活編)」の中の「調理室と小舎の連携システム」に、「①旬の食材を取り入れる。②学校給食のメニューと重ならないように注意する。③学校給食で不足している食品を取り入れる。④子どもの希望メニューを取り入れる。⑤苦手なメニューもバランスよく取り入れる。⑥1日30品目を目標に多種類の食材を取り入れる。以上の点を考慮しながら献立を作成する。」と明記されて取組まれていることがうかがえました。 基礎的な調理技術を習得できるよう、調理でizzooができる作業を一緒に行ったり、おやつ作りを行ったりしています。「業務しおり(生活編)」の中の「誕生日会・自由献立」に、「①施設内での一括した発注・調理ではなく家庭と同様にメニュー決定・買い物から調理までを行う子によってizzooの社会性を養う。②izzooと職員のコミュニケーションを深める。③買い物に行くことによって旬の食べ物や普段食べている物の価格を知る。④予算内で買い物をすることによって経済感覚を養う。」と明記し、食事の機会を通じたizzoo達への支援に取組まれていることがうかがえました。		
---	--	--

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	

【コメント】

衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように、被服費の中から自分で選べる子どもは自分で購入し、そうでない場合も職員と一緒に買い物に行き子どもの意見を確認して購入するなど、支援を行っています。「業務しおり」の中の「ケアワーカーの主な働き」には、送り出しの留意点として「玄関にてみだしなみのチェック（顔まわり、髪型、服装、ハンカチ、季節にあった服装確認）」が明記されており、日常生活における衣習慣の習得等に関わる支援の取組がうかがわれます。

衣服の購入を職員だけで行うことがあるケースもあるということなので、今後は、発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を、より一層設けるための取組の工夫が期待されます。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	b
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	○
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	○
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	○
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	○

【コメント】

できるだけ個室になるように個室化を進めています。整理整頓が苦手な子どもには、積極的に声掛けを行い職員と一緒にしています。部屋のセッティングは子どもの意見を反映し、レイアウト変更は、できる子どもは自分でいい、手伝いが必要であれば職員が手伝うようにしています。「業務しおり」の中の「ケアワーカーの主な働き」に、「掃除」の項目があり、「①優先順位をつけ、不足しているモノを確認しながら作業する。②ホームの顔である玄関、靴箱、花の手入れをより丁寧に行う。③早出勤務の時は、普段できない場所や丁寧掃除をする。④寝具類の洗濯や乾燥は、曜日で分ける。」と記載して取組まれていることがうかがえました。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	○
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、体調不良などの時には看護師に連絡して適切な対応に努めています。必要に応じて、看護師が医療機関と連携して対応しています。薬は各ホームで管理し、服薬管理が必要な子どもには職員が支援しています。「業務しおり（生活編）」に「看護師と連携した通院支援」について明記されています。 今後は、職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を共有し深めるための取組が期待されます。
--

(6) 性に関する教育		
①	A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	☐

【コメント】 性教育委員を設置し、全児童対象に「性行動心理教室」を実施、性教育グループワークを年代毎に必要なテーマを取り上げて実施、職員を対象に園内研修「生と性について」を実施、予防環境チェック票と性の相談会を実施されています。園で「ニコニコ新聞」を発行し、正しい性知識の啓発と情報の提供を行っています。
--

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	☐ 施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	

【コメント】 暴力などの事案が発生した時は、ホーム職員が対応し、必要に応じて児童相談所と連携し、ホーム全体で取組んでいます。 こどもの暴力などに関し、マニュアルの策定はされていますが、職員へのより一層の周知の取組が必要だと感じました。今後は、行動上の問題に対してより一層の適切に対応するための援助技術を取得できるような仕組み作りや、施設全体で暴力や不適応行動などの事案に対して、適切に対応する仕組み作りをより一層強化するための取組が期待されます。
--

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
	☐ 生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障がいなどへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	

【コメント】

子どもの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることを狙いとして「ホーム担当職員による『聞き取り』」を実施されています。子ども達が嫌な思いをせず、できるだけ気持ちよく過ごせる暮らしを作るために「児童会」を組織されています。「自分のことは自分です。そして、大きくなったら人のことも手伝う」を目標に、高校生を「大人の準備の時期」と考え、「責任ある自由（自由と責任）」とは何かを考えるような関わり作りのために「高校生会」を組織されています。外部のアドボケートを定期的に受け入れられています。

今後は、職員の自己評価からは、「より一層施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取組みたい」という意見があるため、こうした意見に的確に応える取組が期待されます。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	

【コメント】

心理的ケアを必要とする子どもについては、ホーム担当者と協議の上、心理療法士が適切に対応に努めています。心理的な支援を施設全体の中で有効に機能させるため、「業務しおり」の「心理療法士の業務」や「業務しおり（生活編）」の「心理療法士との連携について」の中に、①セラピーの目的 ②セラピーで期待される効果 ③心理療法士の働きについて明記し、施設における職員同士の共通理解と連携の強化などに取組んでいます。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	☐ 障がいのある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

【コメント】 「公文式学習」を活用し、子ども一人ひとりの学力に応じた学びとなるように取り組んでいます。希望者は学習塾の利用ができます。	
--	--

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】 「業務しおり（生活編）」の「進路指導」には、中学生の進路指導、高校の進路指導を基本としながら、卒業後のアフターフォローの観点を明確にし、子ども自身が安心を実感できる進路展望について策定されています。進路の自己決定ができるように、進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料の提供や、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報の提供などを行い、進路選択に当たって、担当職員と職業指導員（自立支援担当職員）が連携して子ども本人や保護者などの意見を十分に聞き、それに対応した支援をするなど、取り組んでいます。	
--	--

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	○
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】 アルバイトについて、通学する学校の規定に従って対応されています。「業務しおり（生活編）」の「アルバイト」に、アルバイトの目的を、「①社会自立訓練。②卒園後の生活費や学費のための貯蓄。③在園時に携帯電話を利用する際の携帯機本体購入代金および使用料金支払い。④その他必要な用途。」と明記されています。民間で子ども支援を行うNPOのプログラムを活用しています。本人が希望すれば、運転免許を取ることができます。	
---	--

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	

【コメント】

家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組むために「業務しおり」の中に「家庭支援専門相談員の業務」を策定、家族関係の再構築にかかる保護者対応で、「入所後は児童相談所や関係機関と連携を図り、改善が必要な点や支援が必要な点に介入していく。また、面会や規制などを実施し、家族関係の再構築を図っていく」と明記して、取組まれていることがうかがえました。「子ども帰省連絡帳」を通して、帰省中の子どもの生活状況の把握と、保護者の子どもへの養育意識を高めることを期待されて、取組まれていることがうかがえました。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

家庭支援専門相談員とホーム担当者、児童相談所が相談・連携を行い、親子関係の再構築などに向けた家族への支援に取り組んでいます。面会、外出、一時帰宅、親子での生活訓練、家庭生活体験事業を活用して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに積極的に取り組んでいます。